

## 企業会計基準公開草案第3号

### 「ストック・オプション等に関する会計基準（案）」へのコメント

大前提として、ストック・オプションを費用計上する会計処理を支持いたします。  
その上で、以下のコメントをさせていただきます。

#### 1.費用計上の相手勘定

費用計上の相手勘定を「中間区分」とし、権利消滅時に戻入益を計上する処理については、さらなる検討を要するものと思われる。

##### (1)中間区分としての表示について

公開草案では、新株予約権が「負債」の定義を満たさず、現在資本の部に計上されている項目（資本金・資本準備金等の払込資本、剰余金、その他有価証券評価差額金など）のどれにも該当しないことから、そのいずれでもない「中間区分」として表示することとしている。

しかし、「中間区分」には「資本」と「負債」のいずれでもないという以上の意味は無い。このような性格のあいまいな区分を増やすことは、財務諸表をわかりにくくし、利用者にとって好ましいものではないと思われる。

2004年7月に公表（9月に一部修正）された討議資料「財務会計の概念フレームワーク」では、少数株主持分、新株予約権、その他有価証券評価差額金などは「純資産」には含まれるものの、「資本」ではない「その他の要素」とされている。現行の財務諸表では、このうち「少数株主持分」は「中間区分」に含まれている。さらにストック・オプションや一般的な新株予約権も「中間区分」に計上することとなった場合、「純資産」の中の「その他の要素」が徐々に「中間区分」に含まれていく可能性がある。例えば、現行の財務諸表上は資本の部に計上されている「その他有価証券評価差額金」などが将来的に「中間区分」に移る可能性もゼロとは言えない。

あるいは、ベンチャー企業等が、多額のストック・オプション等を付与した場合、「中間区分」の金額が膨らむことになる。

米国では少数株主持分は「中間区分」とされている例もあるが、ストック・オプション

は資本の部に含まれる。IFRS(国際財務報告基準)では、少数株主持分もストック・オプションも資本の部に含める。海外の基準が「中間区分」を限定している中で、わが国が「中間区分」を増やしていった場合、例えばわが国企業のROE(株主資本利益率)を、海外企業と比較する際に分母が相対的に小さくなり、その結果、海外企業に比べて高めの数値のROEが用いられ、投資家をミスリードすることになる。

したがって、費用計上するストック・オプションの相手勘定の計上区分は、討議資料の「純資産」、「資本」、「その他の要素」と、実際の財務諸表上の資本の部との対応関係を整理した上で、決定されることが望まれる。

ストック・オプションについては、以下のような指摘もある。海外基準とのバランスも考えた場合、資本の部の一項目として表示することも検討する余地はあるのではないかとと思われる。

ストック・オプションを付与した企業側においては、権利行使された場合でも、経済的資源の放棄や引渡しは生じないため、「負債」には該当しない。その一方で、ストック・オプションの保有者は、株価の変動による利益を享受し、株価の下落によるリスクを負っており、株主と同様に会社の所有者たりうる。

ストック・オプションの対象となる労働サービスがその時点で、既に提供されていれば、資本に計上しても、商法上の「労務出資の禁止」には反しない。

ストック・オプション等の新株予約権を株式と区分すれば、資本の部で仮勘定として表示してもさしつかえない。

## (2)権利消滅時の利益計上

公開草案では、ストック・オプションが権利行使されずに、権利行使期間が満了して執行した場合、対応する部分を戻入益として計上することとしている。

これについては、過去の費用計上により利益が減少していた分を事後的に回復する必要があることなどの理由も挙げられているが、それよりは現行の新株予約権の会計処理との整合性に配慮しているものと思われる。

したがって、新株予約権を「中間区分」でなく、資本の部で表示することとなった場合は、戻入益の計上ではなく、資本の部内での振替等の処理を検討する必要がある。

## 2.未公開会社の特例

ストック・オプションの価値を「単位あたりの本源的価値」で見積もった場合は、権利行使日に至るまで本源的価値を見直し、最終的に、権利行使日において実現した価値に基づいて費用計上することが望まれる。

わが国のストック・オプション制度は、全体としては健全な姿で運営されている。しかし、未公開会社・新規上場会社の中には、次のように、必ずしも健全でない商品設計や

運営を行う例が見受けられる模様である。これら不透明な取引の大部分は、わが国においては付与企業の非公開時（上場直前期） 上場直後期に認められる。

ブラック・ショールズ・モデルでストック・オプションの公正価値を試算し費用計上した場合、赤字に転落するほどの大量のストック・オプション付与を行っている例がある。付与したストック・オプションについて権利行使をしないよう圧力をかける例がある。最初から行使する予定がないのに、会社の労務条件がよいように見せかけるため同族役員などに大量にストック・オプションを付与する例がある。

投資家等が株式価値の実態を正しく理解できるようにするためには、いささか簡便であっても、未公開会社にもストック・オプション付与時点から費用計上を義務付けることが必要である。それにより、不透明な取引も大幅に減少すると思われる。

### 3.開示

第 15 項の開示項目は、有価証券報告書や半期報告書で注記することを想定していると思われるが、これら以外の決算資料、例えば、決算短信や企業が自主的に（あるいは業法等に基づき）作成するアニュアル・レポート等でも注記を義務づけることとしてはどうか（財務諸表の注記事項について、有価証券報告書等では注記しているが、決算短信で注記しない例が多数見られる）。